

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月2日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第17号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴く職員とする。</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) 職員の親族（別表第3の親族の欄に掲げる親族に限る。以下この号において同じ。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族の欄に掲げる区分に応じ同表の日数の欄に掲げる連続する日数（葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p>	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、<u>次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</u></p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業のうち人事委員会が別に定めるものを行う場所</u></p> <p>(3) <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービスを行う事業又は同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち人事委員会が別に定めるものを行う施設</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事業として人事委員会が別に定めるものを行う施設又は場所</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) 職員の親族（別表第3の親族の欄に掲げる親族に限る。以下この号及び附則第7項において同じ。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族の欄に掲げる区分に応じ同表の日数の欄に掲げる連続する日数（葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p>

<p>(21)～(26) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p>	<p>(21)～(26) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p> <p><u>(特別休暇の特例)</u></p> <p><u>7 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により職員の親族が死亡した場合における特別休暇に関する第12条第20号の規定の適用については、同号中「連続する日数」とあるのは、「原則として連続する日数」とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の規定に基づいて与えられている休暇（平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により職員の親族（同規則別表第3の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡し、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため使用したものに限り。）は、この規則による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則附則第7項の規定により読み替えて適用する同規則第12条第20号の規定に基づき、同規則別表第3に掲げる日数の範囲で与えられたものとみなす。